
プロジェクト	実務対応 - 仮想通貨に係る会計上の取扱い
項目	本日の検討の概要

これまでの経緯

1. 2017 年 3 月 28 日開催の第 357 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から ASBJ に対して、「仮想通貨に係る会計上の取扱い」を新規テーマとすることの提言があり、2017 年 4 月 10 日開催の第 358 回企業会計基準委員会において新規テーマとして取り上げることが承認された。
2. 第 359 回企業会計基準委員会（2017 年 4 月 28 日）及び第 103 回実務対応専門委員会（2017 年 4 月 18 日）（以下「専門委員会」という。）では、仮想通貨に係る会計上の取扱いの検討の今後の進め方について、審議を行った。
3. また、第 104 回専門委員会（2017 年 5 月 2 日）では、現状の仮想通貨及び仮想通貨交換業者の業務の内容や基準開発において取り扱う範囲に対するニーズについてより深く把握することを目的として、仮想通貨交換業者の業界団体である日本ブロックチェーン協会様及び日本仮想通貨事業者協会様に参考人としてご参加頂き、ご説明をいただいたうえで質疑応答を行い、その内容を第 360 回企業会計基準委員会（2017 年 5 月 12 日）に報告した。
4. 第 105 回専門委員会（2017 年 6 月 21 日）では、前項に記載した参考人からのご説明及び質疑応答等を踏まえ、今回の基準開発において取扱う項目の範囲について再度検討を行った。

本日の審議事項

5. 本日は、第 105 回専門委員会での検討を踏まえ、今回の基準開発において取扱う項目の範囲について検討を行う（審議事項(4)-2）。
6. また、第 105 回専門委員会での審議を踏まえ、仮想通貨に係る会計上の取扱いにおける会計上の論点の分析を行う（審議事項(4)-3、審議事項(4)-4）。
7. なお、第 105 回専門委員会で聞かれた主な意見は、審議事項(4)-5 に記載している。

以 上